

国・県制度融資のご案内

豊前川崎商工会議所
中小企業相談所

☆福岡県制度融資

貸付年利 令和元年6月1日現在

制度名	融資対象	用途	融資条件					備考	
			限度額	年率	期間	保証料	担保・保証人		
小規模事業者 振興資金	・従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の 小規模企業者	運転資金	5,000万円以内 設備資金は8,000万円以内	1.40%	10年以内 (2年以内据置)	0.25%~ 1.62%	・担保:必要に応じ ・保証人:法人:代表者 個人は不要	・申込常時 ・申込場所 商工会議所	
	小口零細企業 保証型	・従業員20人(商業・サービス業は5人)以下 の小規模企業者 ・当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が 2,000万円以下のもの	設備資金			2,000万円以内			0.30%~ 1.75%
長期経営 安定資金	①県内に主たる事業所を有し、現に事業を営む中小企業 ②事業税(事業税の課税がない場合は、県・市町民税)を 完納している (個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、 共同事業を行う組合)	運転資金	1億円以内 (組合融資の場合は 1組合員1億円以内)	1.50%	5年以内 (2年以内据置)	0.25%~ 1.77%	・担保:必要に 応じて徴求 ・保証人: 法人:代表者のみ 個人:不要	・申込常時 ・申込場所 商工会議所 取扱金融機関	
		設備資金		運転1.80% 設備1.60%	5年超10年以内 (2年以内据置)				
短期運転 資金	①県内に主たる事業所を有し、現に事業を営む中小企業 ②事業税(事業税の課税がない場合は、県・市町民税)を 完納している (個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、 共同事業を行う組合)	運転資金	3,000万円以内 (組合融資の場合は 1組合員3,000万円以 内)	1.40%	1年以内	0.25%~ 1.67%	・担保:必要に 応じて徴求 ・保証人: 法人:代表者のみ 個人:不要	・申込常時 ・申込場所 商工会議所 取扱金融機関	
緊急経済 対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に 支障が生じている者 ⑧危機関連保証認定者	運転資金 設備資金 (設備は融資 対象②④⑧⑨ ⑩の場合の み)	1億円以内	融資対象 ①~⑤、⑦ ⑧は1.30%	10年以内 (2年以内据置)	0.25%~ 1.62%	・担保:必要に 応じて徴求 ・保証人: 法人:代表者のみ 個人:不要 (⑩の代表者個人 の場合の保証人は 認定を受けた 中小企業者)	・申込常時 ・申込場所 商工会議所 取扱金融機関	
				融資対象 ⑥は1.40%					
				⑨経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を 受けながら経営改善に取組み、その実行と進捗を 金融機関に報告する者					5,000万円以内 (①~⑧、⑩とは別枠)
事業承継 支援型	⑩経営承継円滑法に基づき、知事の認定を受けた者 ※認定を受けた者が会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人は、対象外		1億円以内 (①~⑨とは別枠)	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.15%~ 1.52%	※令和5年3月まで		
新規創業資金	・新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ・勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ・特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金	2,000万円以内	1.30%	運転 7年以内 設備 10年以内 (2年以内据置)	0%	・担保:不要 ・保証人: 法人:代表者のみ 個人:不要	・申込常時 ・申込場所 商工会議所 取扱金融機関	
		設備資金	①創業前の個人は自己資金の範囲内 ②左記カテゴリーに該当する者は、 必要資金の2/3以内						
		シニア創業型	55歳以上の者						1,000万円以内
支援創業型	認定特定創業支援事業による支援を受けた者※NPO法人は対象外		2,000万円以内						
経営革新支援 資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に 基づき地域産業資源活用活用事業計画の認定を受けた者 ④FVMプレゼンテーション企画、IOSシールの取得を図る者 ⑤1年以内に雇用用者を1名以上雇用する計画を有する者 ※NPO法人の場合、②及び③は対象外	運転資金	1億円以内	1.40%	運転 7年以内 設備 10年以内 (2年以内据置)	0.25%~ 1.62%	・担保:不要 ・保証人: 法人:代表者のみ 個人:不要	・申込常時 ・申込場所 商工会議所 取扱金融機関	
		設備資金							
		成長企業支援型							福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用した者
地域連携支援型	地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの								

※ 保証料率は融資決定時に正式に決定します。

☆(株)日本政策金融公庫制度融資

貸付年利 令和元年6月1日現在

制度名	融資対象	用途	融資条件				備考
			限度額	年率	期間	担保・保証人	
普通貸付	・中小企業者	運転資金 設備資金	4,800万円以内 (特定設備の場合 7,200万円以内)	2.16%~ 2.55%	運転7年以内 設備10年以内 (特定設備の場合20年以内) (据置:運転1年、設備2年)	政策公庫が、 お客様のご要望 を伺いながら、 相談させて頂き ます。	・申込常時 ・申込場所 日本公庫 商工会議所
経営改善 貸付 (マル経)	・常時使用する従業員が20人以下 (商業、サービス業は5人以下)の 小規模事業者	運転資金 設備資金	1,500万円以内	1.21%	運転7年以内 設備10年以内 (据置:運転1年、設備2年)	無担保 無保証人	・申込常時 ・申込場所 商工会議所
教育貸付	・高等学校、大学等に入学・在学さ れる方の保護者		学生・生徒1人に つき350万円以内 (外国の大学・短大・大学院の 1年以上の留学なら450万円)	1.71% ※母子家庭、 父子家庭、 世帯年収200 万円以内の方 は1.31%	15年以内(母子家庭の方は18年以内) (据置:在学期間以内) ※ただし、据置期間は返済期間に 含まれます。	(財)教育資金融資 補償基金の保証 又は、連帯保証人 1名以上	・申込常時 ・申込場所 日本公庫 商工会議所

※制度内容の詳細については、当商工会議所・融資担当へお尋ね下さい。尚、年利が変動しますのでご注意ください。